

村からのお知らせ



宝珠山庁舎 72-2311 小石原庁舎 74-2311



◆国民年金免除制度



保険料免除制度・一部納付(免除)、制度若年者(30歳未満)納付猶予制度

- ●経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。
- ●保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、 障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。
- ※学生及び任意加入被保険者の方は、対象外です。
- ※学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、<u>学生納付特例制度</u>をご利用ください。 ※保険料の免除制度には、退職(失業)による特例があります。

一部納付(一部免除)制度

申請により保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

- 一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。
- 4分の1納付(保険料額 3.670円)→ 年金額1/2 ※平成18年7月実施
- 2分の1納付(保険料額 7,330円)→ 年金額2/3
- 4分の3納付(保険料額11,000円)→ 年金額5/6 ※平成18年7月実施

★★★★★★ 一 部 納 付 (一部免除) の 所 得 基 準 ★★★★★ 前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- ○4分の1納付 → 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ○2分の1納付 → 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ○4分の3納付 → 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

★★★★★ 一部納付(一部免除)の世帯構成別の所得基準の「めやす」 ★★★★★

| 世帯構成 | 全額免除 | 一部納付 | | |
|--------------|----------|-------------|--------|-------------|
| 巴市/特/X | 土鋇允怀 | 1/4納付 | 1/2納付 | 3/4納付 |
| 4 人世帯 | 162 万円 | 230万円 | 282 万円 | 335 万円 |
| (ご夫婦、お子さん2人) | 102 月刊 | 230 月刊 | 202 月刊 | 330 月刊 |
| 2人世帯 | 92 万円 | 142 万円 | 195 万円 | 247 万円 |
| (ご夫婦のみ) | 92 /1 [] | 142 / 1 1 | 193 /1 | 241 / 1 1 |
| 単身世帯 | 57 万円 | 93万円 | 141 万円 | 189万円 |

※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

(注)一部納付(一部免除)制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。

一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効 (未納と同じ) となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

全額免除制度

申請により保険料の全額(14,660円)が免除

全額免除の期間は、全額納付したときに比べ、年金額が1/3として計算されます。

★★★★★★★★★ 全額免除の所得基準 ★★★★★★★★

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

例: 単身世帯の場合57万円まで

申請者ご本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。 ¬ 申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

●さらに、30歳未満の方には、「若年者納付猶予制度」があります。

若年者納付猶予制度

申請により保険料の納付が猶予

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、 一定以上の所得がある親(世帯主)と同居している若者は、保険料免除制度を利用することができま せん。

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(20歳台)の方が、保険料免除制度を利用することができず、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度が「若年者納付猶予制度」です。

Point1

本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

若年者納付猶予は、申請者本人と配偶者の前年所得が審査の対象です(申請時期によって前々年の所得で審査を行う場合があります)。

所得基準は、全額免除と同じです。

※(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

Point2

障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

万一障害を負ってしまったときに障害基礎年金が受け取れます。

⇒ 納付猶予の期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受 給資格期間にカウントされます。

※不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、 これらの給付を受け取ることができない場合があります。

Point3

猶予された期間は、年金額に反映されません

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額に は反映されませんので、下記の保険料の追納(後払い)をご利用ください。

詳しい手続き(申請)については、次ページをご覧ください。



日焼けして肌がヒリヒリする時は、ポット1杯の濃い紅茶を入れた水風呂に入るとほてりや炎症が抑えられます。

手続き(申請)について

東峰村役場の住民福祉課の窓口へ申請することになります。

なお、申請にあたり必要な添付書類は、下記をご覧ください

【必要な添付書類】

(●必ず必要なもの、○場合によって必要なもの)

国民年金手帳 または基礎年金番号通知書

前年(または前々年)所得を証明する書類 (原則として所得を証明する書類の添付は不要です)

この保険料免除等の申請を行うと、東峰村長に対して申請者ご本人、配偶者、世帯主の前年又は前々年 の所得状況の証明を求め、その証明内容を社会保険事務所長に提出することに同意したことになります。 通常、これらの書類を添付する必要はありませが、1月1日(※) 時点の住所と申請時点の住所が住所変 更により異なる場合は、現在の住民票を登録している東峰村において前年(前々年)の所得を証明するこ とができないため、前住所地の市区町村長から前年(前々年)の所得証明の交付を受けこの申請書に添 付するかまたは申請書にこれに相当する記載を受ける必要があります。

※申請する月が1月から6月までの間である場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所 地が基準となります。

退職(失業)したことを確認できる書類

(退職(失業) した方が申請を行うとき)

退職(失業)による特例により申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写 しを添付してください。

【申請は原則として毎年度必要です】

不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害基礎年金の受給資格要件に算入されませんので、ご 注意ください。

※免除等のサイクル(始期と終期)は、7月から翌年6月までです(すべての市区町村において前年所得の証明が可能となる のが7月以降であるため)。このため、免除等の承認を受けている方が引き続き免除の申請をされる場合は、できる限り7月 に申請をされるようお願いします。

なお、保険料全額免除または若年者納付猶予(一部納付を除く)が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行う ことをあらかじめ希望(申請書の申請者記入欄の「はい」に○を付けてください)された場合は、翌年度以降は、あらためて 申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

※免除等は、原則として申請日にかかわらず、7月から翌年6月まで(申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月 まで)の期間を対象として審査します。ただし、7月に申請する場合に限って、前年7月から前月の6月分までの期間(前サ イクル分)についても申請することができます。 7月に前サイクル分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出される ようお願いします。

免除制度の申請及び、お問い合わせ先は…

東峰村役場 小石原庁舎 住民福祉課(74-2311) 宝珠山广舎 総合窓口(72-2311)

保険料の追納について

免除等の承認を受けた年度の保険料を平成21年度に追納する場合の額

| | | | - 10 1 1 1 1 | |
|-------------|----------|---------|--------------|---------|
| | 全額免除 | 半額免除 | 4分の1免除 | 4分の3免除 |
| 平成 11 年度の月分 | 16, 190円 | _ | _ | _ |
| 平成 12 年度の月分 | 15,560円 | _ | _ | _ |
| 平成 13 年度の月分 | 14,960円 | _ | _ | _ |
| 平成 14 年度の月分 | 14, 390円 | 7, 200円 | _ | _ |
| 平成 15 年度の月分 | 14, 180円 | 7, 090円 | _ | _ |
| 平成 16 年度の月分 | 13,980円 | 6,990円 | | |
| 平成 17 年度の月分 | 14,010円 | 7, 010円 | | |
| 平成 18 年度の月分 | 14,070円 | 7, 030円 | 3, 510円 | 10,550円 |
| 平成 19 年度の月分 | 14,100円 | 7, 050円 | 3,520円 | 10,570円 |
| 平成 20 年度の月分 | 14, 410円 | 7, 200円 | 3,600円 | 10,810円 |

追納加算額は ありません

- 保険料の免除や若年者納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少 なくなります。
- このため、これらの期間は、10年以内(例えば、平成21年4月分は平成31年4月末まで)であれば、 あとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっています。
- 保険料を追納する場合は、保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目 以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされ ます。
- なお、平成 21 年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額は、上の表のとおりとなります。
- 保険料の追納には納付書が必要です。納付書の発行は申込みが必要ですので、南福岡社会保険事務所・東 峰村役場住民福祉課まで、お問合せください。

企画振興課│◆西鉄バス特別定期券購入者への助成金交付のお知らせ

村では平成21年度も路線バスの利用促進と子どもや高齢者など の交通弱者対策として、西鉄バスが発行する「グランドパス 65」 と「エコルカード」の購入者に対し、助成金を交付します。

- ◆助成金交付対象者:村内居住の65歳以上の方及び学生
- ◆助成金の対象となる特別定期券:「グランドパス 65」及び「エコ ルカード | それぞれの3ヶ月以上の定期券(通用期間が平成21 年4月1日~平成22年3月31日になっているもの)
- ◆助成金の申請方法:購入した特別定期券の写しを添えて、宝珠山 庁舎総務課又は小石原庁舎企画振興課で申請(申請者は、交付対 象者本人又はその家族)



- ◆持参するもの:通帳(郵便局を除く)、印鑑、特別定期券又はその写し
- ◆交付申請の期間:平成21年4月1日~平成22年3月31日
- ◆助成金の額: 定期券の期間が3ヶ月・6ヶ月は1回2,000円とし交付は年2回を限度とする。ただし、 定期券の期間が1年のものは、1回4.000円とし、交付は年1回を限度とする。

お問い合わせは

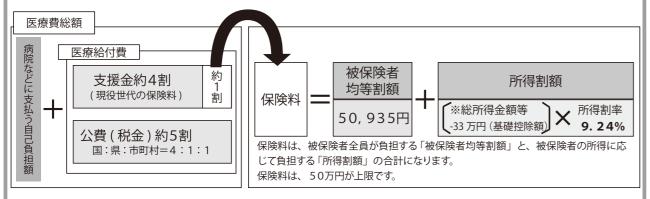
東峰村役場小石原庁舎 企画振興課(電話:74-2311)まで

住民福祉課 ◆平成 21 年度 長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)の保険料について

平成20年中の所得の届出に基づき、平成21年度の保険料額を決定します。

7月中旬に被保険者(加入者)の皆さんへ平成21年度後期高齢者医療保険料額決定通知書をお届けし ます。

- ●保険料は、平成20年中の所得金額と「世帯」の状況を基に本算定を行い、決定します。
- 注:「世帯」とは、平成21年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点) を基準にしています。
- ●保険料の決まり方(計算方法)

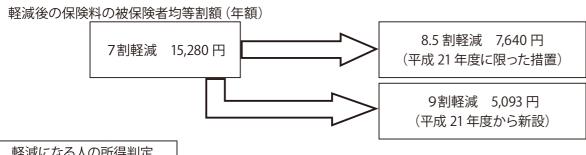


- ・保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ・保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は2年ごとに見 直され、次回は平成22年度に改定されます。
- ※総所得金額等とは、前年中の「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」、「公的年金収入-公的年金等控除」等で、各種所得控除前の金額です。
- ◎公的年金収入のみの人で、年金額が153万円以下の場合は、所得割はかかりません。

保険料の軽減について

平成 21 年度では、従来の軽減(被保険者均等割の7割・5割・2割軽減)に加え、以下の軽減措置を行います。

● 平成 21 年度に限り、被保険者均等割額が7割軽減となる人は、8.5割の軽減となります。 また、新しく9割軽減が新設されました。



軽減になる人の所得判定 被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の人 ◎ 8.5 割軽減 被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下で、被保険者全員が ◎9割軽減 年金収入80万円以下で、他に所得がない人

- 長寿医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が9割 軽減となります。又所得割額はかかりません。
- 所得割額の軽減 総所得金額等が 91 万円以下(公的年金のみの場合は、収入額で 211 万円以下)の人は所得割額が 5 割軽 減となります。

● 特別徴収(年金天引き) から口座振替への変更できます。

特別徴収(年金天引き)※は、平成 21 年度からどなたでも申請することで口座振替に変更でき ることになりました。

変更を希望する人は、7月31日(金)までに口座振替の申請を行うと、10月支給分の年金から 天引きが中止され、口座振替による支払いへ変更になります。

ただし、これまでに保険料の滞納がある場合は、口座振替へ変更が認められないことがあります。

※年金天引きとなる人

年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分 の1を超えない人

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。 特別徴収(年金天引き)から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人 に適用されますので、世帯全体の所得税及び住民税の負担額が変わることがあります。

■ 8月から窓口負担の割合が変更となる人へ、新しい被保険者証を送ります。

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は1割または3割です。

毎年、前年中の所得を基に、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行い、変更とな る人には7月中に新しい被保険者証をお届けします。

8月1日以降、医療機関にかかるときは、新しい被保険者証を窓口に提示してください。

〈自己負担割合(1割・3割)の判定基準について〉

自己負担割合は原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の、住民税課税所得が145万円 以上である場合には3割となります。

ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次の1又は2に該当する場合は申請することに より1割負担となります。

- 1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合
 - 同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- 2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(次の①又は②に該当)
- ① 本人の収入が383万円未満
- ② 本人と、同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証の8月更新時の手続きが変わります。

現在使用している減額認定証の有効期限は7月末日になっています。

これまで毎年8月の更新時に申請が必要でしたが、平成21年度から、前年度に減額認定証を持って いる人の更新時の手続きは、原則不要になりました。

減額認定証を持っている人で、平成21年度の住民税が非課税である世帯の人には、8月1日からの 新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

減額認定証を持っていなかった人で新たに交付を希望する場合は、これまでどおり、市(区)町村窓 口での申請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】

印鑑・被保険者証・その他※

※その他:収入額などを証明するもの(非課税証明書など)や入院期間が確認できるものが必要になる 場合があります。

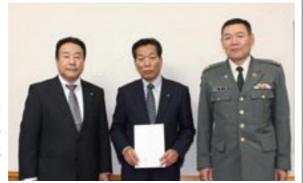
お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課 (電話:74-2311) まで

総務課 ◆自衛官募集相談員の紹介

今回、森山金光さん(平成21年7月1日~平成23 年6月30日までの2年間)が自衛官募集相談員に委 嘱されました。なお、前任の仲道保明さんにおかれま しては5期10年の長きに渡り相談員としてご活躍い ただき誠にありがとうございました。

自衛官募集相談員制度は、防衛問題及び自衛隊に関 心を持ち、地域の実情に精通した信望のある方に、各 中学校校区1名を基準として、市町村長及び自衛隊地 方協力本部長の連名で委嘱をして募集協力をいただき、 ボランティアとして無報酬で活動していただいています。



▲委嘱状を受け取る森山金光氏(中央)

村民のみなさまで自衛官に興味のある方は、どうぞご相談ください。

お問い合わせは

東峰村役場宝珠山庁舎 総務課(電話:72-2311)まで

住民福祉課 ◆戦没者等のご遺族の皆様へ ~第九回特別弔慰金が支給されます~

○対象者

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くな るなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合に、次の順番 による先順位のご遺族お一人が対象となります。

- 1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を 取得した方
- 2. 戦没者等の子
- 3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹 戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻し ていたとしても氏が変わっていない方又は同日において遺族以外の方と養子縁組 をしていない方に限ります。
- 4. 上記3以外の戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
 - ※戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが上記 3に該当しない方。
- 5. 上記1から4以外の戦没者等の三親等内の親族
 - ※戦没者の死亡まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容

額面 24 万円、6年償還の記名国債

○請求期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 2 日まで

請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し特別弔慰金を受けることができなくなりますので請求漏 れのないよう十分ご注意ください。

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課(電話:74-2311)まで

農林建設課 | ◆平成 21 年度狩猟免許講習会・試験のお知らせ

時 : 8月9日(日) 9:00~13:00

■場 所: 小郡市生涯学習センター

■必要経費 : 受講料 3,000 円

例題集 1,500 円

(詳細については、必ず問合せ先へお尋ねください。)

■問合せ先 : 朝倉猟友会 (電話:0946 - 22 - 8813)

※はじめての方は、免許試験合格に必要な点を解説しますので是非受講してください。

なお、平成21年度狩猟免許試験(網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟)が次のとおり実施されます。

| 実 | 施 | 日 | 試 験 会 場 | | 所管農林 |
|---|----|---|-------------------|-----------|------|
| 月 | 日 | 曜 | 所 在 地 | 会 場 名 | 川官長州 |
| 8 | 21 | 金 | 朝倉市甘木 2014‐1 | 福岡県朝倉総合庁舎 | 朝倉 |
| 9 | 6 | 日 | 北九州市八幡西区則松3丁目7番1号 | 福岡県八幡総合庁舎 | 八幡 |

[※]試験会場は駐車場が十分に確保できませんので、公共交通機関を利用し、自家用車でのご来場はご 遠慮ください。

受験資格、受験申込、手数料に対する問合せは、朝倉農林事務所(電話:22-2730)へお願いします。

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 農林建設課(電話:74-2311)まで



| 2 (7k) | | | 10 (4)・観光連盟通常総会 |
|--------|--|---|------------------------------------|
| | 東峰村青年団総会 | | 19 (金)・農政連東峰支部代議員総会 |
| 6 (土) | ・ほたるの里弓道大会 | | 23 (火) チンゲン菜部会総会 |
| | ・ほたる祭 | | 24(水) 東峰村文化協会総会 |
| 8 (月) | 福岡県町村会臨時総会 | | ・ J A第 15 回通常総代会 |
| 9 (火) | ・自衛隊募集員 任命書交付式・福岡県伝統的工芸品振興協議会通常総会 | 1 | 25(木)・朝倉医師会定例総会 ・小中一貫教育校設立準備委員会 |
| 13 (土) | 職域バレーボール大会 | | |
| 16 (火) | 共同募金会東峰村分会役員会 | | 20 (月) 定例議会 30 (月) |
| 17 (水) | 第1回男女共同参画推進協議会 | | |
| 18 (木) | ・農林業振興協議会 ・人権教育推進協議会理事会 | | ※村長の行動記録からいくつか抜粋し紹介した ものです。 |